令和７年度大阪府地域生活推進事業費補助金募集要領

大阪府では、大阪府障がい者計画において、国の基本指針に即し、施設から地域生活への移行を進めていますが、近年、入所者の重度化や高齢化に伴い、障がい者支援施設からの地域移行は鈍化傾向にあります。

大阪府障がい者自立支援協議会の提言「地域における障がい者等への支援体制について」（令和５年３月）において、本人中心の視点に基づき、地域で生活することの重要性について認識を形成・共有した上で、地域生活の継続や地域移行を前提とした取組みを進めていくために、事業所及び本人、家族が、障がい者の地域での生活をイメージするとともに、地域にあるさまざまな社会資源が有機的に連携し、課題に対応していく必要があることが示されました。

府内の障がい者の地域生活についてさらなる推進を図るため、令和６年度から、障がい者本人やその家族、また、障がい者支援施設や共同生活援助事業所等の意識醸成を図る普及啓発や地域生活推進の実践的な取組みにより、府内で障がい者の地域生活推進（地域生活の継続及び障がい者支援施設からの地域移行）に取り組む法人等に対して補助金を交付する「大阪府地域生活推進事業費補助金」を実施しています。

令和７年度においても、引き続き、事業所及び本人、家族に地域生活をイメージしてもらうための普及啓発事業及び地域生活への推進に向けた実践モデル事業を公募します。

なお、地域生活への推進に向けては重度障がいの状態にある方の対応を含めた専門性の高い支援力や複数の事業所間による連携が重要であることから、実践的な取組みにあたっては、大阪府が実施した「[大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業](https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/shisetsufukushi/r03seibi/index.html)」において専門的支援スキルの習得や事業者間の関係構築に取り組んだ参加法人と連携し、事業所の支援力向上や事業所間の連携体制の構築を図る取組みを実施していただきます。

上記の取組みを行う法人等に対して、予算の範囲内で大阪府地域生活推進事業費補助金を交付します。

**１　事業名**

令和７年度大阪府地域生活推進事業

**２　補助対象事業**

（１）地域生活推進の意識醸成を図る普及啓発事業

地域生活の継続、障がい者支援施設等からの地域移行の推進に向けて、本人、ご家族の実状や不安等を踏まえた上で、障がいのある方の地域生活の様子を各事業所や本人、家族がイメージできるよう、地域生活の体験等の具体的取組みを含めた、意識醸成のための普及啓発事業。

（２）事業所連携による地域生活推進の実践モデル事業

① 障がい者支援施設を始めとする地域の事業所がネットワークを構築し、入所待機者や施設入所者等を対象に、本人の意思決定のための丁寧な段階的アプローチを通して、個々の障がい者が希望する多様な地域生活のかたちに応じた支援を府内において広く実践するモデル事業。

② 地域の事業所の支援力等を底上げするとともに、障がい者の地域生活を支えるために事業所間が相談し合える体制の構築を図るため、大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業の参加法人と連携し、圏域等において事業所の管理者を含めた支援者等に向けた取組みにより、障がい者の地域生活推進にあたり必要となる事業所の知識及び技術を向上し、事業所間が連携して障がい者の地域生活を支える体制構築をはかる連携強化事業。

※参考：大阪府ホームページ「大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業について」

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o090080/shisetsufukushi/r03seibi/index.html>

**３　補助の条件**

・事業所連携による地域生活推進の実践モデル事業においては、障がい福祉サービスの報酬の対象となる取組みについては、障がい福祉サービスの利用を優先するものとし、補助対象経費には含めないこと。

・事業所連携による地域生活推進の実践モデル事業における連携強化事業にあたっては、大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業の参加法人と連携して取り組むこと。

・事業の実施にあたっては、府と情報共有を図り、協議の上で進めること。

・事業の進捗状況を適宜、府に報告するとともに、事業成果を報告書としてとりまとめ、実績報告書と併せて府に提出すること。

**４　補助対象期間**

補助金交付決定の日から令和８年３月31日まで

**５　補助対象経費**

補助対象事業の実施に直接必要な次に掲げる経費

報酬、人件費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費　等

**６　補助金上限額**

10,000千円（補助率10分の10）

**７　スケジュール**

　・公募開始 令和７年４月10日（木）

　・提案書類提出締切 令和７年5月７日（水）

　・補助対象事業者の決定・公表 令和７年５月下旬（予定）

　・事業終了 令和８年３月31日（火）

**８　応募要件**

〇法人格を有し、重度障がい者の専門的支援に精通し、かつ大阪府内で地域生活の推進に寄与する活動等を行っている営利を目的としない事業者や団体等（以下、「非営利団体」という）であること。

〇府の区域内で活動し、府の区域内に事業所を有すること。

ただし、非営利団体またはその役員等が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の対象とならない。

（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する「暴力団」をいう。）

（２）暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する「暴力団員」をいう。）

（３）暴力団密接関係者（大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する「暴力団密接関係者」をいう。）

（４）法人にあっては、罰金の刑、個人にあっては禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、またはその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

（５）公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了して日から１年を経過しない者

**９　応募受付期間**

令和７年４月10日（木曜日）から令和７年５月７日（水曜日）

**10　応募方法**

・応募書類を作成のうえ、「15　提出先・問合せ先」に郵送又は持参で提出してください。

・郵送の場合は、消印有効です。発送時に必ず電話での連絡をお願いいたします。

・持参の場合は、令和７年５月７日の午後５時までに提出先まで持参してください。

　※持参の場合は土・日・祝を除く午前９時から午後５時まで。

・なお、応募に関する費用は全て応募者が負担することとし、提出された書類は如何なる理由があっても返却しません。

**〇応募書類**

・「令和７年度大阪府地域生活推進事業」応募申込書

・「令和７年度大阪府地域生活推進事業」企画提案書

　※企画提案書を補足する資料については、様式自由

・本事業にかかる収支予算書

・直近の法人決算資料

・要件確認申立書

・暴力団等審査情報

・誓約書

・定款又は寄付行為の写し（発行後３か月以内のもの）

・法人登記簿謄本又は法人履歴事項全部証明書（発行後３か月以内のもの）

**11　質問の受付**

　　（１）受付期間

　　　応募開始日から令和７年４月21日（月）まで

　　（２）提出方法

　　　電子メール（アドレス：seibi@gbox.pref.osaka.lg.jp）で受け付けます。

　　　ア　電子メール送信後、下記問い合わせ先まで電話での着信の確認をお願いします。

　　　イ　質問への回答は生活基盤推進課のホームページ

（<https://www.pref.osaka.lg.jp/shisetsufukushi/seibi_r6hojyo/index.html>）に掲示し、個別には回答しません。

**12　補助対象者の決定**

(1) 決定方法

下記の審査基準に基づき、有識者の意見も参考にしながら、補助対象事業者を決定します。なお、事業計画等の内容について別途ヒアリングの実施や資料を要求する場合があります。

(2) 審査基準

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 審査項目 | 審査内容 | | 配点 |
| １ | 事業目的及び業務内容の理解度 | 事業目的及び事業内容に対する理解 | ・地域生活推進についての意義を十分に理解しているか。  ・本人中心の視点に基づき、本人の意思決定が尊重される企画内容となっているか。 | 10点 |
| ２ | 事業内容 | （１）地域生活推進の意識醸成を図る普及啓発事業 | | |
| ・障がい者本人及び家族の不安等を含む、地域生活推進における課題が整理された取組みとなっているか。  ・地域生活推進における障がい者支援施設を始めとする地域の各事業所等の役割について、障がい者本人や家族、事業所等が理解できる内容となっているか。  ・障がい者本人や家族、事業所等に対して、広く府内に普及啓発を進めるための効果的な取組みとなっているか。  ・重度障がいの状態にある方を含めて、障がい者本人が具体的に地域生活をイメージできるよう、地域生活のための社会資源の見学や体験等の取組みが企画されているか。 | | 20点 |
| （２）事業所連携による地域生活推進の実践モデル事業 | | |
| ①  実践モデル事業 | ・入所待機者や施設入所者等が希望する地域生活の実現までの行程における各段階の課題が整理された上で、具体的なアプローチの対象や手法が示されているか。  ・障がい者支援施設を始めとする地域の多様な事業所等が連携して取り組むスキームとなっているか。  ・大阪府内で広くモデル実施する内容となっており、障がい者支援施設やグループホーム等の事業所を府内全域において確保する具体的な方策が講じられているか。 | 15点 |
| ②  連携強化事業 | ・大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業の参加法人と連携する内容が具体的に示され、地域の事業所のネットワーク作り等を図る取組みとなっているか。  ・大阪府重度知的障がい者地域生活支援体制整備事業の参加法人の専門的支援ノウハウを活用した地域の事業所の支援力向上を図る取組みとなっているか。  ・事業所全体の支援力向上が図られるよう、直接的に支援に携わる支援者のみでなく管理職等も対象に含めた取組みとなっているか。 | 15点 |
| 効果検証 | 事業の効果を測ることができる指標が設定されているか。 | 10点 |
| ３ | 事業運営体制  及び業務計画等 | 運営体制 | ・業務を確実かつ効果的に実施するにあたり、組織体制や人員配置は適切か。また実施者が複数の者からなる場合には、役割や責任分担等があいまいなものにならないための方策が盛り込まれているか。  ・事業を適切かつ着実に遂行できる経営状況となっているか。 | 10点 |
| 業務計画 | 計画的かつ実現可能な事業スケジュールが示されているか。 | 10点 |
| 業務実績 | 障がい者の地域生活の推進に寄与する活動等、当事業を適切に実施することに資する事業の実績があるか。 | 10点 |
|  | 合計 | | | 100点 |

(3) 結果の公表

結果は、応募者全員に通知するとともに、採択された事業者は府のホームページで事業者名を公表します。

**13　補助金の支払い**

　　　補助金は、事業終了後に提出していただく実績報告書をもとに、現地調査のうえ、口座振替により精算払します。ただし、知事が必要と認めるときは、交付の決定をした額の全部又は一部を概算払いにより交付することができます。

**14　補助要綱等**

　　・大阪府地域生活推進事業費補助金交付要綱

　　・大阪府補助金交付規則

**15　提出先・問合せ先**

　　大阪府福祉部　障がい福祉室　生活基盤推進課　整備グループ

　　　〒540-8570　大阪市中央区大手前三丁目2-12　大阪府庁別館１階

　　　　　　06-6941-0351（内線２４５３）